

案

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 委 託 名 栄町終末処理場管理本館アスベスト調査業務委託
- 2 業務委託場所 印旛郡栄町須賀 2 0 0 1
- 3 履 行 期 限 令和 9 年 1 月 2 9 日まで
- 4 業 務 委 託 料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契 約 保 証 金

上記の業務委託について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 住所 千葉県印旛郡栄町安食台一丁目 2 番
氏名 栄 町
栄町長 橋 本 浩

受託者 住所
氏名

(総 則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 前項の規定によるこの契約及び設計図書等に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

(業務主任技術者)

第2条 乙は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、甲に通知するものとする。

(業務工程表)

第3条 乙は、契約締結の際、業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(監督職員)

第5条 甲は、監督職員を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、指示等その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙は損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第9条 乙は、その責に帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議し

て定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第11条 乙の責に帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は、延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、委託業務に対して延長日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責に帰する理由により、第13条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して年3.0パーセントの割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、業務委託を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については前項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(前金払)

第14条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、甲に対して業務委託料の前払を請求することができる。ただし、その額は業務委託料の3/10以内の範囲で甲乙協議して定めることとする。

2 乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 3 甲は、第1項の請求があったときは、その日から14日以内に支払わなければならない。
- 4 業務内容の変更その他の理由により著しく業務委託料を増額した場合においては、乙はその増額後の業務委託料の $\frac{3}{10}$ から受領済み前払金を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 業務内容の変更その他の理由により、著しく業務委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の $\frac{3}{10}$ を越えるときは、乙は、その減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況から見て、著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還額を定める。
- 6 甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(部分払)

- 第15条 委託業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは委託業務の出来形部分に相応する業務委託料の $\frac{9}{10}$ 以内について次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は業務期間中3回を超えることができない。
- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る委託業務の完了部分の確認を甲に求めなければならない。この場合においては、甲は遅滞なくその確認を行い、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料は、甲乙協議して定める。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の業務委託料} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{業務委託料}} \right)$$

- 4 乙は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、甲は当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 前項の規定により部分払金の支払があった後再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第3項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料からすでに部分払の対象となった業務委託料を控除した額」とするものとする。

(甲の解除権)

- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) その責に帰すべき理由により、契約期間内又は履行期限経過後相当の期間内に委

託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託業務の出来形部分が可分のものである場合は検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を乙に支払わなければならない。

3 第14条の規定による前払金があったときは、受領済の前払金額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付して甲に返還しなければならない。

(違約金)

第17条 前条により甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料の1/10に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により設計図書を変更したため契約期間の始期から満了の日までの委託料の総額が2/3以上減少したとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第19条 甲は、この契約が解除された場合においては、委託部分の出来形部分が可分のものであるときは、当該出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査に要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、この契約が解除された場合において貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、この契約が解除された場合において、委託業務用地等に乙が所有又は管理する委託業務材料、委託業務に係る機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、又は、当該物件を撤去するとともに、委託業務用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は委託業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、委託業務用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段及び第4項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第16条の規定によるときは甲が定め、前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（業務従事者災害等）

第20条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害等については、全責任をもって措置し、甲は、何ら責任を負わない。

（債務不履行に対する乙の責任）

第21条 乙がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲は、乙に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、乙がその責に帰すべからざることを立証したときは、この限りでない。

2 前項において乙が負うべき責任は、第12条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第12条第4項の規定により委託業務が完了した日から2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、業務の完了の日から10年とする。

4 甲は、委託業務の完了の際に乙がこの契約に関した違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその違反があることを知っていたときは、この限りではない。

5 第1項の規定は、乙の契約違反が設計図書等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(乙の法令上の責任)

第22条 乙は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の法令の規定による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補 則)

第24条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。